

高教組速報

第3号

(教職員全員配布)

2011年 5月16日

長崎高教組 長崎市中川2丁目2-5 TEL(095)827-5882

文責 馬場 隆

憲法違反で道理のない提案は認められない!!

政府が公務員賃金の削減を提案

昨年来、政府が公務員総人経費削減のための「給与法案」提出をねらうもと、片山総務大臣は13日、賃金引き下げに向けた方針を国公労連や全教・自治労連などの労働組合に提案しました。

2013年度末までの3年間

給与とボーナスの1割をカット

提案の内容は、今後約3年にわたって、給与とボーナスの1割をカットするというものです。政府は、これを基本にして労働組合との交渉をすすめることを表明し、近日中にも、さらなる具体案を示すとしています。

人事院勧告制度があるから公務員の労働基本権制限は合憲という政府答弁はどこへ?

憲法で全ての労働者に労働基本権が保障されているにもかかわらず、公務員の労働基本権が制限されていることについて、歴代の政府はずっと、人事院勧告制度があるから憲法違反でないと説明し、人事院勧告を遵守することを基本姿勢としてきました。

人事院が引き下げの勧告をしていないのに、給与の引き下げを提案するのは、これまでの政府の論理からいっても、憲法違反そのものです。片山総務相は「人事院勧告制

度のもとでは極めて異例」と言っていますが、「異例」ですまされる事柄ではありません。

地方公務員・教職員への波及は必至

今回の提案は国家公務員の賃金についてですが、これが私たち地方公務員にまで波及する可能性が高いことは、「財務省は12日、東日本大震災関連の復興財源を捻出するため、国家公務員の給与引き下げに合わせ、地方公務員の給与に充てる地方交付税も最大10%削減する方針を固めた」「引き下げ対象には教員給与も含まれる」(5月13日、共同通信)などの報道でも明らかです。

賃下げを阻止するために

急いで職場から怒りの声をあげよう!

政府は6月3日の閣議までに交渉を終了して法律案を閣議決定しようと目論んでいます。急いで職場からの怒りの声を政府に集中する必要があります。

高教組は、全教・全労連公務部会の提起に沿って、「公務員賃金引き下げ反対」の署名と職場決議を集めて政府に送りつけます(署名用紙は近日中に職場へ届きます)。圧倒的多数の署名と職場決議で、道理のない賃下げを阻止しましょう!

労働条件を守るのは団結の力です 賃下げ阻止のためにあなたも高教組へ!!